

標準委員会 システム安全専門部会 定期安全レビュー分科会

第9回 (P6Ph2SC9) 議事録 (案)

日 時： 2009年1月30日(金) 13:30 ~ 18:00

場 所： 仏教伝道センター 4階 「光」会議室

出席者： 平野主査 (JAEA)、岡本副主査 (東大)、成宮幹事 (関電)、上野委員 (MRI)、  
及川委員 (JAEA)、大橋委員 (中部電)、奥田委員 (原電)、河井委員 (原技協)、  
石川 (小林委員代理) (JNES)、須之内委員 (保安院)、倉田 (田畑委員代理) (関電)、  
古橋委員 (東電)、前田委員 (保安院)、三浦委員 (JNES)

説明者： 倉田 (中部電)、牧野 (JNES)

常時参加者： 鎌田 (赤間代理) (東北電)、高木 (原技協)、大家 (関電)、鞍本 (電発)、  
山崎 (森脇代理) (中国電)、石櫃 (中田代理) (北陸電)、森下 (九電)、  
吉田 (四電)

オブザーバー： 桜本 (東電)、吉田 (保安院)

(敬称略)

配付資料

- P6Ph2SC9-1 前回の議事録 (案)
- P6Ph2SC9-2-1 PSR 実施基準 (改定案)
- P6Ph2SC9-2-2 PSR 実施基準 (改定案) のうち、附属書 C、D について
- P6Ph2SC9-3 保安院、JNES からのコメントに対する対応 (案) について
- P6Ph2SC9-4 第8回分科会におけるコメント及びそれ以降に送付されたコメントに対する  
対応 (案) について
- P6Ph2SC9-5 部会からのコメントに対する対応 (案) について
- P6Ph2SC9-6 品質保証に係る記載について
- P6Ph2SC9-7 PSR 学会標準と関連規格との関係
- P6Ph2SC9-8 IAEA、フランスの PSR との比較による PSR 理念に関する考察

参考資料

- 参考1 今後のスケジュール (案)
- 参考2 PSR 実施基準 (改定案) 新旧比較表

議事及び主な質疑応答

(1) 出席者確認・資料確認

成宮幹事より、出席者数を確認し全委員数 15 名のうち 13 名 (後 1 名) が出席している

ため、本分科会の定足数を満たすことが確認された。議事次第に基づき配布資料の確認を行なった。

(2) 前回議事録（案）の確認

成宮幹事より、資料 P6Ph2SC9-1 を使用して前回の議事録案の確認がなされ、了承された。

(3) 今後のスケジュールについて

平野主査より、今回の分科会の議論の進捗によって、今後の分科会スケジュールを以下のオプションから決定する旨の説明があった。

- ・ 今回の分科会で実施基準（案）の内容、改定案について基本合意した場合は、予定通り 2/16 の部会へ最終報告する。
- ・ 今回の分科会で実施基準（案）の内容、改定案についてさらに議論を必要とする場合は、2/16 の部会までに分科会を開催する。
- ・ 今回の分科会での議論の状況により継続して審議が必要と判断される場合には、2/16 の部会への最終報告を見送る。

また、実施基準（改定案）及びコメントへの対応についての議論の順番を、章の降順に行う旨の説明があった。

(4) PSR 実施基準（改定案）及びコメントへの対応について（8、9 章）

大橋委員より、資料 P6Ph2SC9-2-1 及び P6Ph2SC9-3 を使用して PSR 実施基準(改定案)(8、9 章及び関連する章、附属書) に対するコメント及びコメントへの対応案について説明があり、以下の点について修正をすることをもって基本合意がなされた。

- ・ p. 2 4 章において、確認責任者を評価実施者以外とすることの記載には「客観性を確保すること」の主旨を含める。
- ・ p. 16 確認責任者の選任、確認の方法は事業者の判断でよい。規制当局としては、選任、確認の方法が不適切な場合には保安検査において指摘を行うことになる。
- ・ p. 9 9.1 節の報告書案の承認については「統括責任者が」行うことを明示する。
- ・ p. 15 B.3 における PSR と高経年化対策検討の時期に重複があった場合の実施の考え方（合理的かつ有効）については、上位文書であるガイドラインの留意事項であって、学会標準で明確化するものではない。
- ・ p. 9 8.3 節「総合的な評価」については総合評価の視点の明確化等の課題があり、ペンディングとする。
- ・ p. 9 8.1 節「有効な追加措置」が、「保安活動の実施状況の調査・評価」、「保安活動への最新の技術的知見の反映状況の調査・評価」、「確率論的安全評価」の結果として抽出された追加措置を、有効性の評価によってスクリーニングした結果導出されることを明確にする。「有効性」については大きな効果が期待できることなど、具体

化する。

(5) PSR 実施基準（改定案）及びコメントへの対応について（7章）

成宮幹事より、資料 P6Ph2SC9-2-1 及び P6Ph2SC9-3 を使用して PSR 実施基準（改定案）（7章及び関連する章、附属書）に対するコメント及びコメントへの対応案（見直ししないこと）について説明があり了承された。

(6) PSR 実施基準（改定案）及びコメントへの対応について（6章）

奥田委員より、資料 P6Ph2SC9-2-1 及び P6Ph2SC9-3 を使用して PSR 実施基準（改定案）（6章及び関連する章、附属書）に対するコメント及びコメントへの対応案について説明があり、以下の点について修正をすることをもって基本合意がなされた。

- ・ p. 36 附属書 G に、保安活動の分野ごとに反映すべき最新の技術的知見に濃淡はあっても、すべての保安活動に対して最新の技術的知見の反映を検討すべきであることを解説として示す。
- ・ p. 6 6.1 節の「安全研究成果、運転実績、開発された技術など」としている記載を正確な名称に改め、「など」は使わない。
- ・ p. 3 5.2.1 項の「また、最新の技術的知見が改善活動の契機である場合は、収集や反映といった仕組みが・・・」は、①安全研究成果、②国内外の原子力発電所の運転経験から得られた教訓、③技術開発成果の区分によって、また、各社で体制が異なることも含めて附属書 G に記載する。

(7) PSR 実施基準（改定案）及びコメントへの対応について（5.2.3 項、5.3.2 項）

成宮幹事より、資料 P6Ph2SC9-2-1 及び P6Ph2SC9-3 を使用して PSR 実施基準（改定案）（5.2.3 項、5.3.2 項）に対するコメント及びコメントへの対応案について説明があり了承された。

(8) PSR 実施基準（改定案）及びコメントへの対応について（5章）

古橋委員より、資料 P6Ph2SC9-2-1、P6Ph2SC9-2-2 及び P6Ph2SC9-3 を使用して PSR 実施基準（改定案）（5章及び附属書 C、D）に対するコメント及びコメントへの対応案について説明があり、以下の質疑、意見があり、再度、本文及び附属書を改定した上で審議することとなった。

- ・ 改善活動を調査する以前に保安活動の実施状況を実績面から調査すべきであるため、5.2.1 項と 5.2.2 項を入れ替えてはどうか。
- ・ 「実績指標に照らした有効性」の記載で、どのようなロジックで有効性を評価するのが明確でない。
- ・ 定性的な評価をどのようにするかを記載すべき。

- ・ 附属書の内容が多く、内容的に適切かを判断しにくくなっている。
- ・ 資料 P6Ph2SC9-2-2 で記載されたものが本文に反映されていないと審議ができない。

(9) PSR 実施基準（改定案）及びコメントへの対応について（安全文化）

倉田氏より、資料 P6Ph2SC9-2-1 及び P6Ph2SC9-3 を使用して PSR 実施基準（改定案）（5章のうち安全文化に係る記載及び附属書 F）に対するコメント及びコメントへの対応案について説明があり、以下の質疑、意見があり、再度、本文及び附属書を改定した上で審議することとなった。

- ・ 附属書 F.2 で、安全文化が「見える/見えない」の説明に一貫性がないように思われる。
- ・ 安全文化の定義は IAEA の定義に準じるべきであり、標準にも明記する。
- ・ 「安全文化の要素」を明確に定義すべきである。JNES ガイドラインの 14 項目は把握の視点であり安全文化そのものを示す要素ではないので混同しないようにしてほしい。
- ・ 附属書 F.2 の記載ぶりにネガティブな表現が目立ち（～わけではない、など）、文章としてわかりにくいのでシンプルにしてほしい。
- ・ 附属書 F.4 の「①改善活動計画の結果を評価するために定めた指標」は意味のある指標とは考えにくいので省いてはどうか。
- ・ 附属書 D の安全文化部分と附属書 F.4 の内容は整合をとるか、附属書 D に統合してはどうか。
- ・ 附属書 J.1 に「定量指標」とあるが定性指標も含まれるように記載しなす。

(10) 今後のスケジュールについて

（分科会審議中に）2/16 のシステム安全部会がキャンセルとなったこともあり、2/10 午後に第 10 回目の分科会を開催することとなった。分科会の開催前に改定案を委員に送付することとなった。

(11) PSR と品質保証活動との関係について

成宮幹事より、資料 P6Ph2SC9-6 を使用して、日本電気協会の JEAC4111 の改定において PSR が品質保証活動の一部として位置づけられることが記載されたことについての説明があった。解説においてこの経緯についても記載することとなった。

以 上